

広島大学大学院(博士課程前期)
法学・政治学プログラム入学試験(令和8年8月実施)

問題 専門科目 [労働法]

以下の問題1,問題2の両方に解答しなさい。

問題1

労働基準法における「労働時間」の意義,及び,不活動仮眠時間の労働時間該当性について,判例の立場を説明しなさい。

問題2

「懲戒処分」に関する以下の小問にすべて答えなさい。

小問(1)

企業において「懲戒処分」という制度が必要となる理由について説明しなさい。

小問(2)

最高裁判決(フジ興産事件・最判平成15年10月10日労判861号5頁)によれば,「使用者が労働者を懲戒するには,あらかじめ就業規則において懲戒の種別及び事由を定めておくことを要する」とされるが,それはなぜだと考えられるか。その理由について,使用者の懲戒権の根拠を踏まえつつ,論じなさい。

出題の意図

専門科目 [労働法]

問題 1

労働基準法における「労働時間」の意義について、判例の理解を問う問題である。三菱重工長崎造船所事件最高裁判決（最判平成12年3月9日民集54巻3号801頁）は、「労働時間」の意義につき、「労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間」と定義した上で、その該当性は、労働者が「使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであって、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのかんにより決定されるべきものではない」と判示する。本設問では、まずこの判例の立場を適切に説明することが求められる。その上で、不活動仮眠時間については、大星ビル管理事件最高裁判決（最判平成14年2月28日民集56巻2号361頁）が、上記三菱重工長崎造船所事件最判を参照した上で、「当該時間に労働者が労働から離れることを保障されていて初めて、労働者が使用者の指揮命令下に置かれていないものと評価することができる。……〈中略〉……。当該時間において労働契約上の役務の提供が義務付けられていると評価される場合には、労働からの解放が保障されているとはいえず、労働者は使用者の指揮命令下に置かれているというのが相当である。」との判断枠組みを示している。そのため、この判断枠組みをもとに、警報や電話への対応などの役務の提供が義務づけられている場合に、不活動仮眠時間の労働時間該当性が認められる旨を説明することが求められる。なお、実作業への従事の「必要が生じることが皆無に等しいなど実質的に義務付けがされていないと認めることができるような事情」の存否についても留意する必要がある。

問題 2

小問（1）は、懲戒処分の実質的な意義・機能についての理解を問う問題である。ここでは、企業の秩序維持・回復の必要性、及び、そのための柔軟な法的手段の必要性に言及する必要がある。すなわち、企業組織では、多数の労働者が協力しながら労務に従事することから、組織・職場内における秩序を保つことが不可欠となる。そのため、労働者による秩序違反行為に対して、使用者は、一定の制裁を課すことにより、秩序の回復を図る必要がある。そのような制裁が懲戒処分である。また、通常の契約関係においては、義務違反に対する民事救済の手段として、契約の解除（解雇）や損害賠償請求が考えられるが、これらの手段は硬直的な面があり、労働者の秩序違反行為に対して必ずしも有効な手段とはならない。そのために、より柔軟な制裁として懲戒処分が必要となる。

小問（2）は、懲戒処分について就業規則の定めを必要とする判例を素材に、懲戒権の根拠についての理解を問う問題である。懲戒権の根拠につき、学説上、固有権説と契約説の対立があるところ、いずれの立場に依拠するかによって、上記判例の理解の仕方も異なりうる。契約説に立つ場合には、就業規則は、懲戒処分を労働契約の内容とするための手段と理解される。他方で、固有権説に立つ場合には、懲戒処分につき、罪刑法定主義類似の要請から、就業規則の必要性を根拠づけることが可能である。懲戒権の根拠につき、どのように理解するかを提示した上で、その立場からどのように判例を理解できるかを説明することが求められる。